

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤枝市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市監査委員に関する条例（昭和42年藤枝市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 2」に改める。

(藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤枝市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。